文書ひな形３（措置命令）

第　　　　　　　　号

令和　年　　月　　日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、○○県○○市○○町○○　○－○において動物を飼養している施設においては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第25条第４項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められ、動物の健康及び安全を保持できていない。（複数列記可）

・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第１号）第12条の２

第２号、第３号及び第６号

以上の理由により、同法第25条第４項の規定に基づき、下記の事項を令和○年○○月○○日までに実施することを命令する。

なお、本命令に従わない場合は、同法第46条の２の規定により処罰されることがある。

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

記

１．命令事項　令和○年○月○日までに以下の措置を講じること。

・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。

・はえ、蚊、のみが生じないよう、動物の衛生環境を整備すること。

・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

２．命令の理由

・動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。

・動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。

・繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

差出人　○○県○○市○○　○－○　○○県知事（○○○○部　○○○○課取扱）

宛先人　○○県○○市○○町○○　○－○　　○○　○○　様